

東日本大震災（福島第一原子力発電所事故を含む）により被災した

平成 27 年度（2015 年度）入学試験受験生および入学生に対する経済支援特別措置について

東日本大震災（福島第一原子力発電所事故を含む）により被災した受験生および入学生に対して、入学検定料、入学金、授業料・教育充実費・実験実習料・諸費（以下「授業料等」という。）の減免の特別措置を下記のとおり行います。

1 対象者

本学の平成 27 年度入学試験受験生あるいは平成 27 年度入学生のうち、『東日本大震災により、「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者が居住して被災した者』（以下「被災者」という。）であって、本学が指定する被害状況および現在の家計状況に関する基準を満たす被災者（福島第一原子力発電所事故の被害を受けた被災者を含む。）

2 平成 27 年度入学試験受験生に対する取扱い

(1) 経済支援特別措置の基準

本学学部および大学院の平成 27 年度入学試験受験生のうち、「3 平成 27 年度入学生に対する取扱い」の「(1) 経済支援特別措置の基準」を満たす被災者について、5 併願を上限に入学検定料を返還します。

(2) 経済支援特別措置の申請と対象者の決定

経済支援特別措置を希望する人は、「4 申請書類」に定める書類を平成 27 年 3 月 16 日（月）必着で入試センターに提出してください。平成 27 年度入学生に対する経済支援特別措置と併せて平成 27 年 3 月 17 日（火）【予定】に決定します。

(3) 平成 27 年度秋学期入学試験受験生についての取り扱い

平成 27 年度秋学期入学試験受験生についても同様の扱い（申請期日は、別途定めます）とし、併願数については、平成 27 年度春学期入学試験のものと通算します。

3 平成 27 年度入学生に対する取扱い

(1) 経済支援特別措置の基準

本学学部および大学院に入学する被災者について、被害状況及び現在の家計状況を勘案して、「入学金および入学初年度授業料等の減免（※1）」の経済支援特別措置を次のとおり行います。

被害状況および現在の家計状況		入学初学期	秋学期
		入学金および入学初学期授業料等の減免	秋学期授業料等の減免
家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者で、	現在も、家計の回復が見込めず、入学することが困難な者で、父母又は父母に代わる家計支持者の1年間（平成26年1月～12月）の総所得金額が日本学生支援機構第一種奨学生選考における家計基準程度を満たす者（※3）	・ 入学金の全額 ・ 入学初学期授業料等（※2）の1/2相当額	・ 秋学期授業料等（※2）の1/2相当額
家屋の半壊など、上記に至らない被災者で、		・ 入学金の全額 ・ 入学初学期授業料等の1/4相当額	・ 秋学期授業料等の1/4相当額
震災当時、福島第一原子力発電所事故による「警戒区域」「計画的避難区域」に指定された地域に居住しており、現在も避難生活をしている者で、		・ 入学金の全額 ・ 入学初学期授業料等の全額	・ 秋学期授業料等の全額

※1「入学金および入学初年度授業料等の減免」について

- ・ 本学が独自に実施する他の給付奨学金制度との併用はできません。
- ・ 「入学金」は、本学入学後に返還します。
- ・ 「入学初学期授業料等」を納入済の場合は、これを返還します。

※2「入学初学期授業料等」および「秋学期授業料等」とは、各学期の授業料・教育充実費・実験実習料および諸費を示します。

※3「日本学生支援機構第一種奨学生選考における家計基準」の目安

家族構成 (モデル)	【4人世帯】（本人・父・母（無職）・公立高校生）	【5人世帯】（本人・父・母（無職）・公立高校生・中学生）
給与所得 (源泉徴収票の支払金額)	888万円程度	953万円程度
その他所得 (収入－必要経費)	402万円程度	467万円程度

(2) 経済支援特別措置の申請と対象者の決定

経済支援特別措置を希望する人は、「4 申請書類」に定める書類を平成27年3月16日（月）必着で入試センターに提出してください。平成27年度入学試験受験生に対する経済支援特別措置と併せて平成27年3月17日（火）【予定】に入学初学期の特別措置について決定します。

(3) 秋学期の経済支援特別措置について

秋学期の経済支援特別措置は、入学後に別途申請する扱いとします。

(4) 適用期間

平成 27 年度 1 年間とします。

4 申請書類

(1) 「被災者特別措置申請書」

次のファイルをダウンロードして使用してください。

【学部入学試験受験生】

[「東日本大震災」被災者特別措置申請書【平成 27 年度春学期 学部受験生・入学生用】](#)

【大学院入学試験受験生】

[「東日本大震災」被災者特別措置申請書【平成 27 年度春学期 大学院受験生・入学生用】](#)

(2) 証明書等

証明書等	備考
ア 「罹災証明書」(提出必須)	既に提出済の者は提出不要
イ 平成 25 年分の「所得課税証明書」原本(提出必須)	市区町村役場が発行する「父母」両方のものを提出、無収入の場合でも非課税証明として提出(コピー不可) 父母のどちらかが無収入で母が父の扶養、父が母の扶養に入っている場合は、生活状況報告(申告)書(無職・無収入者用)と併せて扶養に入っている方の保険証のコピーを提出。
ウ 平成 26 年分の「源泉徴収票」又は「確定申告書第一表・第二表」(提出必須・コピー可)	・「源泉徴収票」:勤務先発行 ・「確定申告書第一表・第二表」:税務署発行受付印のあるもの、なお、確定申告をしていない場合は「市町村民税申告書」(コピー)。
エ 給与支払見込証明書 (該当者のみ提出)	平成 26 年 1 月以降現在までに就職、転職した方のみ提出(勤務先の公印による押印)
オ 避難先住所がわかるもの (該当者のみ提出)	住民票又は避難先での最近 1 カ月の「住居費・水道光熱費・電話料金請求書」等の領収書の提出(コピー)
カ 家計支持者が単身赴任をしている場合「単身赴任証明」 (該当者のみ提出)	赴任先での最近 1 カ月の「家賃・水道光熱費・電話料金請求書」等の領収書の提出(コピー)
キ 障がい者 (該当者のみ提出)	学生本人を含め同居家族に障がいのある方、原子爆弾によって被爆した方がおられる場合「障害者手帳」・「被爆者手帳」の提出(コピー)
ク 医療費明細書 (該当者のみ提出)	同居親族に長期療養者(連続して 6 カ月以上、入院又は自宅で療養中(見込みを含む)の方に限る)の方が居られる場合「領収書」コピーの添付 ※後日診断書の提出を求める場合があります。
ケ その他 (該当者のみ提出)	・現在雇用保険等の受給者の方(雇用保険受給資格者証のコピー) ・生活保護受給者(最新の生活保護決定(変更)通知書のコピー) ・年金収入がある場合は最新の年金決定通知書又は年金源泉徴収票の提出(コピー) ・生活状況報告(申告)書(無職・無収入者用)

※本学が必要と認めた場合は、上記以外の書類の提出を求めています。

(3) 証明書等の「該当者のみ提出」に係る申請書類

証明書等の「該当者のみ提出」のうち、「エ 給与支払見込証明書」、「カ 家計支持者が単身赴任をしている場合」、「ク 医療費明細書」および「ケ その他【・生活状況報告（申告）書（無職・無収入者用）】」に該当する場合は、次のファイルをダウンロードして使用してください。

[「様式集3」](#)

5 平成 27 年度入学生に対する住宅支援について

(1) 対象者

本学学部で平成 27 年度に入学する被災者

(2) 住宅支援の基準

入寮を希望する人のうち、「3 平成 27 年度入学生に対する取扱い」の経済支援特別措置の基準に該当するもの

(3) 住宅支援内容

学生寮の提供：秀麗寮（男子寮）およびドミトリ一月が丘（女子寮）の入寮費および寮費を免除します。

入寮費全額：25,000 円（平成 26 年度現行）

寮 費 全 額：月額 31,500 円（平成 26 年度現行）

(4) 住宅支援対象者の決定

住宅支援を希望する人は、(5) に定める申請書類を平成 27 年 3 月 16 日（月）必着で学生生活支援グループに提出してください。本学が設置する修学支援会議の議を経たうえで学寮委員会において協議・決定します。

(5) 申請書類

次のファイルをダウンロードして使用してください。

[「入寮願書（住宅支援申請書）」](#)

(6) 入寮日

平成 27 年 3 月 30 日（月）【予定】

(7) 適用期間

平成 27 年度 1 年間とします。

6 申請先・問合せ先

〔学部入学予定者〕

一般入試・センター利用入試による入学予定者

入試グループ 06-6368-0314 (ダイヤルイン)

E-mail : nyushi@ml.kandai.jp

上記以外の入試による入学予定者

AO入試グループ 06-6368-0069 (ダイヤルイン)

E-mail : ao@ml.kandai.jp

住宅支援に関すること

学生生活支援グループ 06-6368-0157 (ダイヤルイン)

E-mail : gakusei@ml.kandai.jp

〔大学院入学予定者〕

大学院入試グループ 06-6368-0136 (ダイヤルイン)

E-mail : nyushi-in@ml.kandai.jp

====住 所====

〒564-8680

大阪府吹田市山手町3-3-35

関西大学

以 上